

広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十九号

広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

広島県建築基準法施行条例（昭和四十七年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（工場等と共同住宅等の併用建築物）</p> <p>第十条 一階を工場、倉庫又は自動車車庫の用途に供し、二階を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物で共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートルを超えるものは、その一階と共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分とを政令第百二十二条第二項に規定する基準に適合する床として、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので区画し、かつ、その床を支える主要構造部を準耐火構造とし、又は不燃材料で造らなければならない。ただし、当該建築物の工場、倉庫又は自動車車庫の用途に供する部分が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用）</p> <p>第十一条の三 建築物の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、屋上広場部分を含む。以下この条において同じ。）のうち、当該階が政令第百二十九条第二項の規定による階避難安全性能を有するものであることについて、同条第三項の規定による階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造である建築物又は不燃材料で造られた建築物の階に限る。）又は同条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものについては、第六条第二項（同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。）及び第四項（同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。）並びに第十一条第一項第二号の規定は、適用しない。</p>	<p>（工場等と共同住宅等の併用建築物）</p> <p>第十条 一階を工場、倉庫又は自動車車庫の用途に供し、二階を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物で共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートルを超えるものは、その一階と共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分とを政令第百二十九条の二の三第一項第一号ロに規定する基準に適合する床として、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので区画し、かつ、その床を支える主要構造部を準耐火構造とし、又は不燃材料で造らなければならない。ただし、当該建築物の工場、倉庫又は自動車車庫の用途に供する部分が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用）</p> <p>第十一条の三 建築物の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、屋上広場部分を含む。以下この条において同じ。）のうち、当該階が政令第百二十九条第二項の規定による階避難安全性能を有するものであることについて、同条第三項の規定による階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造である建築物若しくは不燃材料で造られた建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物の階に限る。）又は同条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものについては、第六条第二項（同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。）及び第四項（同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。）並びに第十一条第一項第二号の規定は、適用しない。</p>

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用)
第十一条の四 建築物のうち、当該建築物が政令第百二十九条の二第三項の規定による全館避難安全性を有するものであることについて、同条第四項の規定による全館避難安全検証法により確かめられたもの(主要構造部が準耐火構造である建築物又は不燃材料で造られた建築物に限る。)又は同条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものについては、第六条第一項第二号及び第三号、第二項(同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。)、第三項(屋外への出入口の幅に関する部分に限る。)並びに第四項(同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。)、第七条並びに第十一条第一項第二号の規定は、適用しない。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用)
第十一条の四 建築物のうち、当該建築物が政令第百二十九条の二第三項の規定による全館避難安全性を有するものであることについて、同条第四項の規定による全館避難安全検証法により確かめられたもの(主要構造部が準耐火構造である建築物若しくは不燃材料で造られた建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物に限る。)又は同条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものについては、第六条第一項第二号及び第三号、第二項(同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。)、第三項(屋外への出入口の幅に関する部分に限る。)並びに第四項(同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。)、第七条並びに第十一条第一項第二号の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。